

傷害見舞金支給規定（2022.2.1）

この規定は、UBER PORTIER B. V.,（以下「UBER」という）の配達パートナー（以下DP※）のサポート制度として実施する傷害見舞金の支給に関する事項を定める。

※DP：UBERのアプリを使用し、飲食物等の配達サービスを提供する人

（給付対象者の範囲）

第1条 この規定は、UBERの配達中のDPに適用する。

配達中とはDPがUBERのアプリで配達依頼を了承した時から、注文品を店舗から受け取り、配達を完了してから15分経過した時、または注文がキャンセルされてから15分経過した時のいずれか早い時までをいいます。

（受給者）

第2条 本規定に定める傷害見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人に支給する。

（死亡・後遺障害見舞金）

第3条 給付対象者が配達中に傷害^{（注1）}を被り、その直接の結果として、傷害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害^{（注2）}が発生したときは、死亡・後遺障害見舞金として別表1の金額を支給する。

（注1）傷害

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性食物中毒を除く。

（注2）後遺障害

医師の診断により、治療の効果が医学上期待できない状態であって、給付対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除く。

（傷害見舞金）

第4条 給付対象者が配達中に傷害を被り、治療^{（注1）}を要し入院^{（注2）}または通院^{（注3）}したときは、傷害見舞金として次の金額を支給する。なお、死亡・後遺障害見舞金を支給する場合も、傷害見舞金を支給する。

・補償条件は以下のとおり

補償内容	補償期間	補償限度額（ＤＰ１名あたり、１事故あたり）
医療見舞金（注４）	配達中※	実際にＤＰが支払った費用：通算５００,０００円限度
死亡見舞金 葬式費用見舞金（注５）	配達中※	死亡見舞金：１０,０００,０００円 葬式費用見舞金：１,０００,０００円
後遺障害見舞金（注６）	配達中※	後遺障害見舞金として１０,０００,０００円
入院時または入院後稼働不能となった場合の見舞金（旧「１日あたりの入院見舞金」）（注７）	配達中※	１日あたり７,５００円（６０日を限度とする）
入院一時金（注８）	配達中※	ヘルメット（注９）装着時：２０,０００円 ヘルメット非装着時：５,０００円
配偶者／被扶養者への見舞金（注１０）	配達中※	配偶者ならびに１８才以下の子供（配偶者含め３名限度）に対し、１名あたり１５０,０００円（ＤＰ死亡時に最大４５０,０００円）。
手術一時金（注１１）	配達中※	入院し宿泊を要する場合：７５,０００円 外来手術の場合：３７,５００円
後遺障害等級の確定に要する費用（注１２）	配達中※	実際に要した費用

※「配達中」とは上記「給付対象者の範囲 第１条」を参照のこと。

（注１）治療

医師法に定める医師または柔道整復師が必要であると認め、医師法に定める医師または柔道整復師が行う治療をいいます。

（注２）入院

ＤＰが配達中に傷害を被り、その直接の結果として、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。なお、入院した日数には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第１０４号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第１１条に定める医療給付関係法規の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる措置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含む。）

（注３）通院

ＤＰが配達中に傷害を被り、その直接の結果として、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることを言い、治療を伴わない、薬剤、診断書の受領等のためのものも含む。

（注４）医療見舞金

配達中に事故が発生した場合、治療、Ｘ線検査、手術、投薬等、または当該見舞金請求時に必要となる診断書取得等の必要な医療費用（実際にＤＰが支払っ

た費用)を補償限度額を上限として支払うこと。さらに救急費用についても補償限度額を上限として支払う。

(注5) 死亡見舞金、葬式費用

配達中の事故により、D Pが死亡した場合、法定相続人は一時金を受け取れる。
また葬式費用見舞金は実際に支払った費用を限度に支払う。

(注6) 後遺障害見舞金

配達中の事故により、D Pに後遺障害が生じた場合、一時金を受け取れる。見舞金額は後遺障害の症状によるものとする(別表1参照)。

(注7) 入院時または入院後稼働不能となった場合の見舞金(旧「1日あたりの入院見舞金」) 配達中の事故により、D Pが入院した場合、または入院した上でその後当該事故によるケガにより稼働不能および自宅療養となった場合、60日を上限に見舞金を受け取ることができる。ただし、医者によって、医学的見地により稼働が困難であることの証明を必要とする。

(注8) 入院一時金

配達中の事故により、D Pが入院した場合一時金を支払う。ヘルメットを装着している事故であれば20,000円を支払う。(ヘルメットを着用していたことの証明を必要とする。)ヘルメットを非装着である場合は5,000円支払う(自動車乗車の場合は20,000円とする)。

(注9) ヘルメット

専用のヘルメットである事が望ましい。国内安全基準(「SGマーク」「JCF(日本自転車競技連盟)公認/推奨マーク」等)に合格をしているヘルメットを正しくかぶる事を推奨します。
ヘルメットを着用していたことの証明を必要とする。

(注10) 配偶者／被扶養者への見舞金

配達中の事故によりD Pが死亡した場合、配偶者や被扶養者は一時金を受け取ることができるようにする。

(注11) 手術

医師が当該ケガの治療に対して必要と認める手術(「入院し宿泊を要する場合」には日帰り入院を含みます)ただし、診断書への明記が必要である。

(注12) 後遺障害等級の確定に要する費用

第3条の後遺障害が発生した場合に、D Pが自身の後遺障害等級をUBERに提示する為に要する専門機関への委託費用等

(見舞金等の支給制限)

第5条 給付対象者が、配達中に負った傷害が次の各号に該当するときは、本規定に定める見舞金を支給しない。

(1) 給付対象者の故意または重大な過失に起因するとき

(2) 給付対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するとき

(3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)

- (4)核燃料物質^(注2)もしくは核燃料物質^(注2)によって汚染された物^(注3)の
放射性、爆発性損他の有害な特性の作用またはこれらに伴う秩序の混乱に基づ
いて生じた事由
- (5)(3)および(4)の事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に
基づいて生じた事由
- (6)風土病
- (7)給付対象者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用
- (8)給付対象者が法令に定められた運転資格^(注4)を持たないで、または、
道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）
第1項に定める酒気を帯びた状態での自動車または原動機付自転車の運転
- (9)原因がいかなる場合でも、頸部症候群^(注5)腰痛またはその他の症状を訴えて
いる場合で、いずれも給付対象者にそれを裏付けるに足る医学的他覚所見の
ないもの

(注1)暴動

群衆または多数の者の集団行為によって、全国または一部の地区において著しく
平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。

(注2)核燃料物質

使用済燃料を含む。

(注3)核燃料物質により汚染された物

原子核分裂生成物を含む。

(注4)法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいう。

(注5)頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいう。

(請求手続き)

第6条 給付対象者が、本規定に基づく補償の給付を請求する場合には、その書類を
U b e r に提出しなければならない。（※以下の書類は一例※）

- (1) 傷害見舞金支給規定に規定する見舞金の申請に関する書類
- (2) 医師または柔道整復師による当該事故に対する診断書、医師または柔道整復
師による治療等に要した費用の領収証等
- (3) その他、U B E R が必要と認める書類

(適用日)

第7条 本規定は、2022年2月1日から適用する。

以上

【別表 1】

死亡・後遺障害見舞金

(単位：円)

		見舞金
死亡		10,000,000円
等級	後 遺 障 害	見舞金
第 1 級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	10,000,000円
第 2 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	8,900,000円
第 3 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	7,800,000円
第 4 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2) 咀嚼 ^そ しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節、近位指節間関節もしくは母指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	6,900,000円
第 5 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの	5,900,000円

	(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼 ^そ くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	5,000,000円
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節、近位指節間関節もしくは第1の足指の指節間関節に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睪丸 ^{こゝろ} を失ったもの	4,200,000円
第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の	3,400,000円

	用を廃したもの (5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	
第 9 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	2,600,000 円
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	2,000,000 円
第 11 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	1,500,000 円

	(5)両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6)1耳の聴力が40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8)長管骨に変形を残すもの (9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌に醜状を残すもの	1,000,000円
第13級	(1)1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1 cm以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	700,000円
第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3)1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5)下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	400,000円

	(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 または 2 の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	
--	--	--